

### 資料3:令和8年度の活動計画

番号	実施日	実施内容
<b>上越海上保安署</b>		
1	通年	巡回に併せての遊泳者、釣り人等マリレジャー愛好家への安全指導
2	通年	事故発生時における臨時安全指導
3	4月～9月	上越市内の釣具店へ訪問し海難防止啓発ポスターの掲示依頼
4	5月～6月	上越地区教育関係者に対する海難防止講習
5	7月	道の駅での安全啓発活動
<b>上越警察署</b>		
1	7月	臨海学校で訪れた小・中学生に対する水難事故防止指導及び警戒パトロール
2	7月～9月	沿岸パトロール及び水難事故防止広報活動
3	7月～8月	突堤などの立入禁止場所の警戒及び取締り
4	7月～8月	所管区広報紙を活用した水難事故防止広報
<b>上越地域消防局</b>		
1	4月	ゴールデンウィーク前海岸パトロール
2	7月	海開き前海岸パトロール
<b>上越観光コンベンション協会</b>		
1	7月11日～ 8月16日	なおえつ・たにはま海水浴場管理所の運営業務受託
<b>上越漁業協同組合</b>		
		特になし
<b>名立漁業協同組合</b>		
		特になし
<b>上越市海岸協議会</b>		
		特になし
<b>上越市</b>		
1	通年	所管施設に水難事故防止注意喚起チラシの配置及び表示板の掲示
2		津波避難に係る、避難誘導看板の新規設置及び既設看板の維持管理
3	4月	「水難事故防止に係る農林水産省、国土交通省及び海上保安庁の取組について」で注意喚起
4		「海岸の安全利用に係る水難事故防止に関する連絡調整会議」からの依頼に基づく、ゴールデンウィーク前の海岸パトロールの実施
5		柿崎区総合事務所だよりに水難事故防止注意喚起記事掲載

番号	実施日	実施内容
6	5月	水難事故防止に係る啓発チラシを13区総合事務所に設置
7		柿崎まちづくり振興会と柿崎観光協会などにチラシを配布し、関係団体・利用者への周知を依頼
8		大潟観光協会などにチラシを配布し、関係団体・利用者への周知を依頼
9	7月	公園内及び公園付近海岸の安全パトロール
10		「海岸の安全利用に係る水難事故防止に関する連絡調整会議」からの依頼に基づく海岸パトロールの実施。海水浴場監視員と共有。
11		水難者を発見した際、救助活動を迅速に行えるよう管理員と浜茶屋組合員で訓練を実施
12		河川の増水及び高波に対する注意喚起の記事を広報上越7月号に掲載
13		名立区事務所だより『しづく』に水難事故防止注意喚起記事掲載
14		東御市北御牧との交流事業「海の交流会」で小学生に水難事故防止の注意喚起を実施
15	「夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発について」で注意喚起	
16	7～8月	船見公園内(トイレ、更衣室)に注意喚起チラシを掲示する
17	8月	防災行政無線による注意喚起
18	10月頃	「海岸の安全利用に係わる水難事故防止に関する連絡調整会議」への出席
<b>高田河川国道事務所</b>		
1	4月頃	河川の安全利用点検(GW前)
2	6月頃	河川の安全利用点検(夏休み前)
3	2回/週	河川巡視にて水難事故の注意喚起
<b>上越地域振興局 企画振興部</b>		
		特になし
<b>上越地域振興局 農林振興部</b>		
1	常時	定期的に治山施設のパトロール、点検を実施 ・新たに陥没等危険箇所を発見した場合は、トラロープ等により、一般の立ち入り禁止措置を実施
2	5月上旬	職員による施設点検訓練の実施 ・危険箇所に立ち入っている人を発見した場合は、声をかけ、注意を喚起

番号	実施日	実施内容
<b>上越地域振興局 直江津港湾事務所</b>		
1	年12回	月1回の定期パトロールを実施し、上越市との連携を図りながら、危険箇所発見、改善による事故の未然防止を図る。
2	5月～9月	西海岸8箇所に危険喚起看板の設置を行い、危険行為禁止の周知と事故の未然防止を図る。
3	年2回程度	海岸漂着物の回収処理を行い海岸利用者の安全安心を確保し、快適な海岸環境の確保に努める。
<b>上越地域振興局 地域整備部（事務局）</b>		
1	4月～3月	海岸保全施設等パトロール（委託）
2	4月、6月	海岸保全施設、人工海浜等の安全利用点検
3	4月、6月	新聞、ホームページなどによる啓発活動